の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

H_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

H_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

H_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

H_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493

の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03433

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064

H_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024

H_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998

H_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03370

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03949

H_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03498